

習志野市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領【さとふる用】

I 目的

本市は、平成29年10月より、ふるさと納税制度を活用し、本市の魅力を広くアピールするとともに、市内における事業者の更なる発展を図るため、寄附者に対し、本市の特色や魅力を活かした商品やサービス等を返礼品として贈呈しております。

このことについて、返礼品として商品やサービス等を提供いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集いたします。

なお、本市では効率的な返礼品等の手配から発送、個人情報の適正な管理等安心で安全な運営に万全を期すべく、後述の「取りまとめ委託事業者」へ一括委託をしております。

II 募集の要件

(1) 次の要件に全て適合していること

(ア) 各種法令、条例等に沿った生産・製造・販売を行っていること。

(イ) 法人市民税、固定資産税などの市税滞納がないもの。

(ウ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

(エ) 個人情報を取扱うため、漏えいや目的外使用などをしないこと。

III 募集する返礼品について

(1) 次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

(ア) 習志野市の特色や魅力について「愛着を感じる」「体感できる」「懐かしんでいただける」ような商品またはサービスであり、習志野市を全国的にアピールすることや、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

(イ) 習志野市内において生産、製造若しくは加工された若しくは市内の原材料を使用している物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

(ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。

(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱いとする。)

(エ) 食料品等の場合、消費期限が、発送し寄附者へ届く期間より長期であること。

(オ) 取りまとめ会社に対し、必要書類の提出が可能であること。

(2) 返礼品の区分について

市場価格（梱包代含む）が寄附金額に対して28%以下になるように寄附金額を設定します。また、寄附金額は5,000円から1,000円単位で設定します。

ただし、返礼品が提供される役務その他これらに類するものに当たる場合で、この通知等が、普通郵便、メール便等で送付できる場合は、市場価格（梱包代含む。）に500円を加えた額が、寄附金額に対して30%以下になるように設定することができます。

IV 協力事業者としてのメリット

- (1) 本市指定のふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載されることで、全国に広くアピールすることができます。
- (2) 商品画像については、委託事業者が撮影します。(調理はせず、あくまで物撮りになります。)

V 申込み期間

随時募集し、商品の追加や入れ替え等を行います。

VI 取りまとめ委託事業者

株式会社さとふる

主な事業 ふるさと納税情報に関するサイト運営、返礼品の管理、発送、入金管理等

代表取締役社長：藤井宏明

設立年月日：2014年7月1日

株主：SBプレイヤーズ株式会社 100%

本社住所 東京都中央区京橋二丁目-2-1 京橋エドグラン13階

TEL：03-6895-1883（事業者様コールセンター）

VII 参加申込方法

「(株)さとふる」への申込みとなります。

(市では参加申込みの受付は行いませんのでご注意ください。)

※連絡方法等は「(株)さとふる」からご説明いたします。

後日、「(株)さとふる」より提出書類等のご連絡をさせていただきます。

VIII その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、審査を行います。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に「(株)さとふる」までご連絡ください。
- (3) 返礼品の品質等に関する苦情等については、委託事業者のコールセンターで一括して対応します。(万が一寄附者から直接苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めていただくとともに、内容について「(株)さとふる」へ報告をしていただきます。